

輪島市監査公表第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年 1月16日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成24年12月26日（水） 輪島市立鳳至公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

平成23年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、鳳至公民館において実施監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・コミュニティ活動推進事業鳳至公民館まつり補助金
- ・鳳至公民館通学合宿事業補助金
- ・地域づくりリーダー養成事業補助金

（所管課：生涯学習課）

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 鳳至公民館については、体育センター・女性センターが併設されており年間延べ 25,000 人を超える利用者がいる中、職員が協力して各事業に取り組んでいることが見受けられた。
- 生涯学習の機会や場を提供することに加えて、近年は、地域の振興や活性化・コミュニティ活動の拠点など公民館に対して様々な役割が期待されている。今後とも運営方針に沿って住民ニーズに応じた公民館となるよう努力されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。